

# 11 介護保険サービスの利用者負担

## ◎介護保険は、サービスにかかる費用の一部を自己負担して利用します

介護保険のサービスや、介護予防・生活支援サービス事業の一部のサービスを利用した場合、利用者は原則として、そのサービスにかかった費用の1割から3割の金額を負担していただきます。

### 【利用者（第1号被保険者）の負担割合】

負担割合	対象者
3割	①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が（単身世帯）340万円以上（2人以上の世帯）463万円以上
2割	①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が（単身世帯）280万円以上（2人以上の世帯）346万円以上
1割	上記以外の方

※第2号被保険者（40～64歳）の負担割合は、一律1割となります  
※2割・3割負担の方は、上記の①②の両方の要件を満たす場合となります

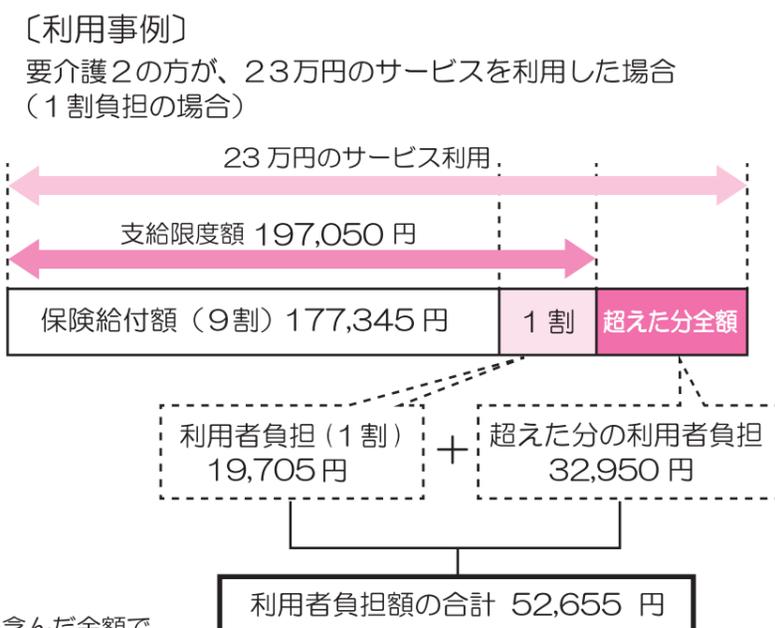
### 【支給限度額】

介護保険の在宅サービスなどを利用する場合、下記のとおり、要介護状態区別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額（支給限度額）が決められています。限度額内でサービスを利用する場合には、上記のとおり所得等に応じた割合の負担となりますが、限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は利用者が全額自己負担することになります。

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	5,032単位 (おおよそ50,320円)
要支援2	10,531単位 (おおよそ105,310円)
要介護1	16,765単位 (おおよそ167,650円)
要介護2	19,705単位 (おおよそ197,050円)
要介護3	27,048単位 (おおよそ270,480円)
要介護4	30,938単位 (おおよそ309,380円)
要介護5	36,217単位 (おおよそ362,170円)

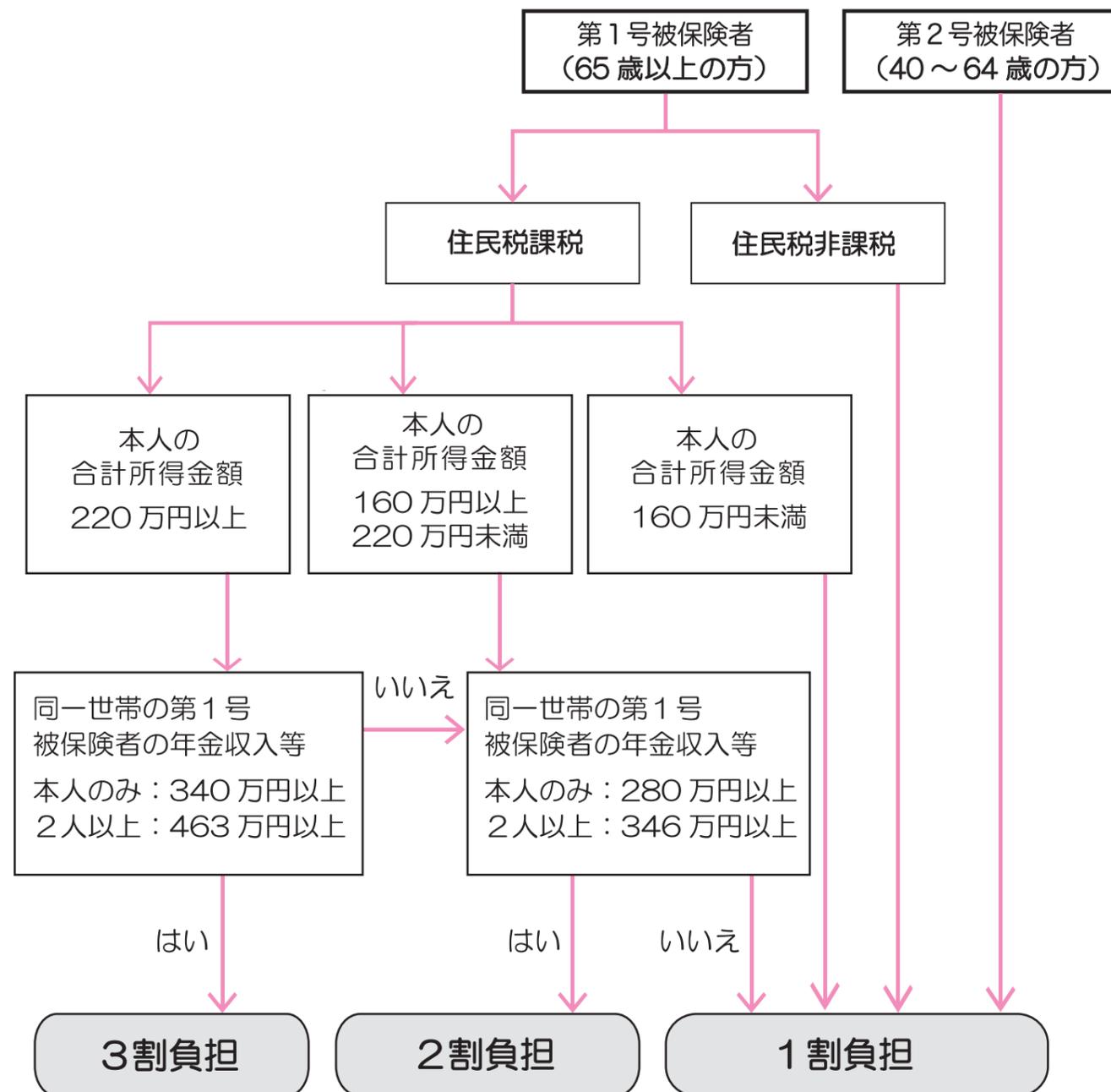
(令和6年4月1日現在)

※上記の支給限度額は保険給付される額を含んだ金額で、1単位10円で計算（地域や利用するサービスの組み合わせによって1単位あたりの金額は若干異なる）。



## ◎介護保険負担割合証

要介護・要支援の認定を受けた方については、サービスを受けた場合の利用料の負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。負担割合は、1割から3割で、下図のとおり、本人の所得等により決定されます。



※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です（扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の金額です）。土地売却等に係る特別控除の適用がある場合は、特別控除金額を控除した金額を用います。

※「年金収入等」とは、年金収入（遺族年金及び障害年金等の非課税年金は含みません）とその他の合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額）をあわせたものをいいます。

**Q 介護保険負担割合証にはどんなことが書いてありますか？**

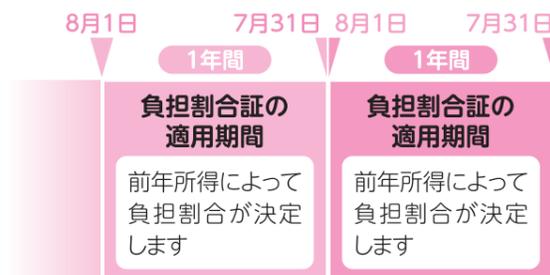
**A** 介護保険負担割合証は、介護保険等のサービスを利用したときの「利用者負担の割合」が記載された証明書です。要介護・要支援認定を受けている方および、介護予防・生活支援サービス事業対象者全員に交付されます。利用者の住所や氏名、生年月日、サービス利用時の負担割合などが記載されていますので、内容を確認しましょう。

The diagram shows a form titled '介護保険負担割合証' (Care Insurance Burden Ratio Certificate) with the following fields and callouts:

- 住所・氏名・生年月日などが記載されています。** (Address, name, and date of birth are recorded.) - Points to the top section containing address, name, and date of birth.
- サービスを利用したときの利用者負担割合が記載されています。** (The burden ratio when using services is recorded.) - Points to the '利用負担の割合' (Burden Ratio) section, which includes '適用期間' (Applicable Period) with start and end dates.
- 適用期間が記載されています。** (Applicable period is recorded.) - Points to the '適用期間' (Applicable Period) section.

**Q 介護保険負担割合証には使用期限がありますか？**

**A** 介護保険負担割合証の適用期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。所得に応じて負担割合が変わるため、認定を受けている方に毎年交付されます。



**Q どんなときに使いますか？**

**A** 介護保険負担割合証は、介護保険等のサービスを受けるときに提出します。サービス事業者は、この負担割合証で利用者負担の割合を確認します。

**◎高額介護(介護予防)サービス費**

介護保険サービスを利用した場合、原則としてかかった費用の1割から3割の金額を、利用料として自己負担していただきますが、1か月に支払った利用者負担額が所得等に応じた限度額を超えた場合、「高額介護(介護予防)サービス費」として超えた分を申請により支給します。

なお、同じ世帯内に介護保険サービスの利用者が複数いる場合、世帯の利用者負担額の合計額が限度額を超えた分について支給します。また、対象となる利用者負担額には、福祉用具購入費や住宅改修費の負担額や、施設に入所・入居した場合等の食費・居住費等は含まれません。

**【自己負担限度額】**

利用者負担段階区分 (所得区分)	利用者負担上限額 (月額)
① 課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	① 140,100円(世帯) ※1
② 課税所得380万円以上～課税所得690万円未満 (年収約770万円) (同約1,160万円)	② 93,000円(世帯)
③ 住民税課税世帯～課税所得380万円(年収約770万円)未満	③ 44,400円(世帯)
④ 世帯の全員が住民税非課税	④ 24,600円(世帯)
⑤ 世帯の全員が住民税非課税かつ、「公的年金等収入金額+ その他の合計所得金額」が80万円以下の場合等	⑤⑥ 24,600円(世帯) 15,000円(個人) ※2
⑥ 世帯の全員が住民税非課税かつ、老齢福祉年金受給者	
⑦ 生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者	⑦ 15,000円(個人)

「住民税課税世帯」とは…住民基本台帳上の同一世帯内のどなたか一人でも住民税を課税されている世帯のことです。

「世帯の全員が住民税非課税」とは…介護保険サービスを利用した本人を含む、住民基本台帳上の同一世帯内の全員が住民税を課税されていない世帯のことです。

「老齢福祉年金」とは…明治44年4月1日以前に生まれ、所得要件を満たした方に支給される年金

※1(世帯)とは…住民基本台帳上の同一世帯内で、介護保険サービスを利用した者全員が負担する金額の合計の上限額のことです。

※2(個人)とは…介護保険サービスを利用した本人が負担する金額の上限額のことです。

**【申請方法】**

支給対象となる方には、サービス利用月の約2か月後に市からお知らせと支給申請書をお送りします。通知が届きましたら、申請書に必要事項を記入し、市役所介護保険課にご提出ください。申請書の提出から1～2か月程度で、支給決定の通知を送り、ご指定の口座に支給額を振り込みます。

なお、一度申請をされると、次回以降に該当した場合は、改めて申請をいただくことなく、自動的にご指定の口座に支給額を振り込みます。

## ◎高額医療合算介護(介護予防)サービス

医療保険(国民健康保険、後期高齢者医療制度、その他加入の医療保険)の被保険者と同じ世帯に介護保険の被保険者がいる場合、1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が、所得に応じた限度額を超えた場合には、「高額医療合算介護(介護予防)サービス費」として超えた分を申請により支給します。

### 【負担限度額(世帯合計)】

負担限度額は、70歳未満の方がいる世帯と70歳以上の方がいる世帯で異なりますが、世帯に70歳未満と70歳以上の方がいる場合は、①まずは70歳以上にかかる負担額に区分の限度額が適用されたあと、②なお残る負担額と70歳未満の負担額を合算した額に区分の限度額が適用されます。

#### (70歳未満の方がいる世帯)

所得区分	負担限度額(世帯合計)
国保：年間所得901万円超または未申告者がいる世帯	212万円
国保：年間所得600万円超901万円以下	141万円
国保：年間所得210万円超600万円以下	67万円
年間所得210万円以下	60万円
住民税世帯非課税	34万円

※「国保」は国民健康保険に加入している世帯の略

※「年間所得」は、総所得金額等から基礎控除額を引いた額

#### (70歳以上の方がいる世帯)

所得区分	負担限度額(世帯合計)
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
課税所得145万円未満 (年間所得の合計額が210万円以下の場合を含む)	56万円
住民税世帯非課税	31万円
住民税世帯非課税(所得が一定以下)	19万円 ※

※介護保険サービスの利用者が世帯内に複数いる場合は、限度額が31万円になります

### 【申請方法】

支給対象となる方で、後期高齢者医療制度の加入者は東京都後期高齢者医療広域連合から、立川市国民健康保険の加入者は市役所保険年金課から、算定期間後の翌年2月以降にお知らせと支給申請書をお送りします(それ以外の医療保険加入者は各保険者にお問い合わせください)。

通知が届きましたら、申請書に必要事項を記入し、ご提出ください。提出から2～4か月程度で、医療保険・介護保険からそれぞれ支給決定通知を送り、ご指定の口座に支給額を振り込みます。

## ◎特定入所者介護サービス費(負担限度額認定) ※令和6年3月時点での予定です

施設サービスやショートステイを利用するときは、食費と居住費は自己負担となります。ただし、収入と資産等が一定の要件を満たす方は、申請により「負担限度額認定」を受けることで食費・居住費の負担が下表のとおり軽減されます。

※下表の内容は令和6年8月のサービス利用分からの適用となります。令和6年7月のサービス利用分までの限度額等につきましては、市役所介護保険課にお問い合わせください。

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件*3	食費の負担限度額(日)	居住費(滞在費)の限度額(日)				
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養等)	従来型個室(老健・医療院等)	多床室
第1段階	・生活保護の受給者など ・世帯全員*1が住民税非課税で老齢福祉年金受給者の方	単身で1,000万円以下*4,5	300円【300円】*6	880円	550円	380円	550円	0円
第2段階	・世帯全員*1が住民税非課税で年金収入等*2が80万円以下の方	単身で650万円以下*4,5	390円【600円】*6	880円	550円	480円	550円	430円
第3段階①	・世帯全員*1が住民税非課税で年金収入等*2が80万円以上120万円以下の方	単身で550万円以下*4,5	650円【1,000円】*6	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第3段階②	・世帯全員*1が住民税非課税で年金収入等*2が120万円超の方	単身で500万円以下*4,5	1,360円【1,300円】*6	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円
第4段階	・世帯に課税者がいる方 ・住民税課税の方			食費と居住費(滞在費)は施設等との契約金額による				

(令和6年8月1日から)

- \*1 「世帯全員」には世帯分離をしている配偶者も含まれます。
- \*2 「年金収入等」とは合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額をあわせたものをいいます。
- \*3 「預貯金等資産」とは預貯金(普通・定期)、有価証券(株式・国債・地方債・社債等)、投資信託から負債(住宅ローン等)を控除した金額です。
- \*4 夫婦世帯の場合はそれぞれ1,000万円を上乗せした額となります。
- \*5 第2号被保険者(40～64歳)の場合は段階に関わらず一律1,000万円となります。
- \*6 【 】内はショートステイ(短期入所生活(療養)介護等)を利用した場合の額です。

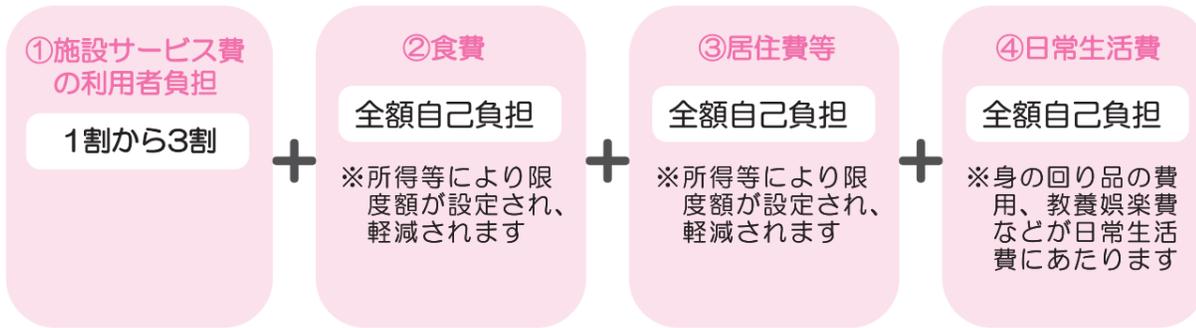
### 【基準費用額】(令和6年8月1日から)

食費・居住費は施設と利用者間で契約により決められますが、平均的な費用の額などを勘案して水準となる日額が定められています。令和6年8月1日以降は、居住費のうち光熱・水道費相当分等として基準費用額が60円引き上げられます。また、令和7年8月1日以降は、老人保健施設の「その他型」及び「療養型」並びに介護医療院の「Ⅱ型」について、居住費のうち、室料負担の基準費用額が697円となります。

食費	1,445円
居住費	ユニット型個室 …2,066円
	ユニット型個室的多床室 …1,728円
	従来型個室 …1,231円(特別養護老人ホーム等)
	…1,728円(老人保健施設・介護医療院等)
	多床室 …915円(特別養護老人ホーム等)
	…437円(老人保健施設・介護医療院等)
	(※令和7年8月1日から、老人保健施設の「その他型」及び「療養型」並びに介護医療院の「Ⅱ型」については、697円)

## Q 施設サービスを利用したときにかかる費用は？

A 介護保険施設に入所・入院した場合は、下記の①～④が利用者の負担となります。



## Q 特別養護老人ホームに入所しており、配偶者と世帯分離した場合でも、利用者負担段階の判定の要件に含まれますか？

A 配偶者と被保険者が同住所か否か、同一市町村に住所を有するか否かにかかわらず、原則として配偶者の課税状況や預貯金等についても利用者負担段階の判定の要件に含まれます。

## Q 申請時には預貯金等が基準を超えていても、その後基準を下回った場合には補足給付の対象になりますか？

A 申請時には預貯金等の基準を超えていたが、その後、基準を下回るようになった場合は、改めて申請のうえ、申請日の属する月の初日より適用となります。

## ◎負担限度額認定住民税課税層の方の特例減額措置

世帯に市町村民税課税者がいる方や預貯金等資産が基準額を超過している方は、介護保険負担限度額の減免要件に該当しないため、「利用者負担第4段階」となり、食費・居住費等の軽減はありません。

しかし、高齢夫婦等の世帯で一方が施設に入所し利用料を負担することにより、在宅で生活する他の世帯員が生計困難となることがあります。その際、要件に全て該当する場合は特例で負担限度額を適用することができます。

要件など詳しくは市役所介護保険課にお問い合わせください。

## ◎介護保険サービス等利用費用負担軽減（立川市の制度）

経済的事情等により特に生計が困難な方のために、下記のすべての要件に当てはまる方は、介護保険サービスを利用した場合の自己負担を軽減することができます。

### 【要件】

1. 生活保護又は中国残留邦人等の支援給付を受けていない
2. 世帯全員が住民税非課税である
3. 世帯全員の年間収入、預貯金等の合計が一定の基準以下である
4. 介護保険料の滞納がない
5. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
6. 負担能力のある親族等に扶養されていない  
(税の扶養控除の対象となっている場合も対象外になります)

※世帯全員とは、世帯分離をしている場合も含め、同住所で同居しているすべての方です。

くわしくは、市役所介護保険課にお問い合わせください。

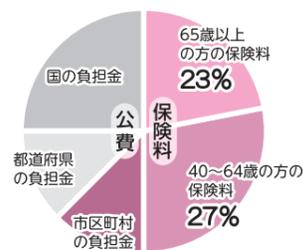
## ◎税制改正に伴う所得指標について

平成30年度税制改正により、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が引き下げられたことに伴い、従前よりも利用者負担が増加しうることから、その影響がおよばないように所得指標の見直しが行われました。

- ① 合計所得金額  
当該合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除する(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする)。
- ② 公的年金等収入金額+その他の合計所得金額  
その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(所得金額調整控除が行われている場合は、その控除前の金額)から10万円を控除する(控除後の額が0円を下回る場合は、合計所得金額を0円とする)。

# 12 介護保険料

## ◎介護保険の財源



介護保険の財源は、公費と保険料で半分ずつ負担していますが、65歳以上の第1号被保険者と40～64歳の第2号被保険者の負担割合は、全国ベースの人数比率で決める仕組みとなっており、令和6年度から8年度までの3年間は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

区分	第1号被保険者(65歳以上)	第2号被保険者(40歳から64歳まで)
保険料	第1号被保険者の保険料は、第9期介護保険事業計画期間(令和6年度～8年度)の介護保険サービス等の必要量・供給量の見込みやサービスを受けられる環境の整備などの見込量等に基づき算出しました。保険料は、基準額(月額)を基に所得段階に応じて次ページのとおり17段階の保険料を設定しています。	第2号被保険者の保険料は加入している医療保険の算定方式によって異なります。金額等は各医療保険者にお問合わせください。 ○健康保険、共済組合等加入者 標準報酬月額等に定率をかけて決められ、原則として本人が2分の1、事業主が2分の1の割合で負担します。 ※また、サラリーマンの妻などの被扶養者の分は、原則として直接の保険料負担はありません。 ○国民健康保険加入者 国民健康保険料の医療分と同様に所得等によって決められます。(国民健康保険組合は組合規約等で独自の算定方式となります。)
保険料の支払方法	○特別徴収 年金を年額18万円以上受給されている方は年金から天引きされます。 ○普通徴収 年金受給額が年額18万円未満の方、老齢福祉年金等の受給者の方、年度の途中で65歳になられた方、転入された方などは、市から送付される納入通知書により、個別に金融機関の窓口等で納付していただきます。	医療保険料の医療分と介護保険分を一括して、それぞれの医療保険の保険者に納付します。 ○健康保険、共済組合等加入者 原則として、給料等からの特別徴収となります。 ○国民健康保険加入者 区市町村もしくは国民健康保険組合へ個別に納付していただきます。

## 第1号被保険者(65歳以上)の方の所得段階別保険料(令和6年度から8年度まで)

立川市の令和6年度から8年度の保険料基準額(月額)は、6,183円です。

※1 保険料は3年ごとに見直しが行われます。

※2 低所得者の負担軽減を図るため、第1段階から第3段階までの保険料年額は、消費税財源等を投入することで特に安く設定されています。

所得段階	対象者	料率	保険料年額
第1段階	○生活保護被保護者 ○中国残留邦人等の支援給付受給者 ○住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.267	19,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	0.347	25,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	0.605	44,800円
第4段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(世帯に住民税課税者がいる)	0.829	61,500円
第5段階	本人が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超(世帯に住民税課税者がいる)	1.000	74,100円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	1.200	89,000円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	96,400円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	111,200円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	126,100円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	140,900円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	155,800円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.300	170,600円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	2.400	178,000円
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	2.583	191,600円
第15段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満	2.781	206,300円
第16段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上3,000万円未満	3.000	222,500円
第17段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が3,000万円以上	3.249	241,000円

